

## 時価総額に係る上場廃止基準の見直しについて

平成16年 9月29日  
株式会社名古屋証券取引所

### ・改正趣旨

現行、上場廃止基準において、上場時価総額が5億円（セントレックスにおいては3億円）を下回る上場銘柄については、市場評価が著しく低く当取引所の投資対象物件としてふさわしくないものと認められるため、上場を廃止することとしています。

しかし、株価が低位にとどまり市場評価が著しく低下していると認められる上場銘柄であっても、上場株式数が多大である場合には当該基準に該当することがなく、実質的に当該基準の実効性が確保されないこととなります。

こうしたケースを捕捉するため、株価が一定期間著しく低位にとどまるような市場評価を受ける上場銘柄について、現行の時価総額に係る上場廃止基準に該当する上場銘柄と同様に当取引所の投資対象物件としてふさわしくないものと認め上場廃止の対象とすることとします。

### ・改正概要

項 目	内 容	備 考
時価総額に係る上場廃止基準の追加	・ 上場銘柄の上場時価総額が5億円（セントレックスにおいては3億円）に満たない場合において9か月（3か月以内に事業改善計画等を提出しない場合にあつては3か月）以内に5億円（セントレックスにおいては3億円）以上とならないとき、 <u>又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</u>	下線部を追加します。 現行、上場時価総額が基準に該当した場合でも事業改善計画等を提出した上場会社については、その経営改善の状況について投資者の評価を反映する観点から原則9か月間上場廃止を猶予していますが、今回の見直しにより追加する内容は、実質的に株価が2円を下回るような極端なケースを対象とすることを踏まえ、3か月にわたり状況が改善しない場合に上場を廃止します。 下線部における「上場時価総額」は、日々の終値を用いて算出した月間平均の額又は月末時点の終値を用いて算出した額をいい（現行の基準と同様）、いずれかの額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない状態となり、翌月以降3か月以内に当該数値以上とならない場合に上場を廃止します。

### ・改正時期

平成16年11月1日を目途に実施します。